

# ○ 太田市外三町広域清掃組合幹事会 規程

平成 1 1 年 5 月 1 日

規 程 第 1 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規程第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規程第 1 号

改正 平成 1 8 年 4 月 1 日規程第 1 号

改正 平成 1 9 年 4 月 1 日規程第 1 号

改正 平成 2 2 年 4 月 1 日規程第 1 号

(名称)

第 1 条 この幹事会は、太田市外三町広域清掃組合幹事会（以下「幹事会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 幹事会は、太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）の事務を円滑に処理、推進することを目的とする。

(組織)

第 3 条 幹事会は、次の市町（以下「関係市町」という。）及び関係機関として大泉外二町環境衛生施設組合（以下「大泉町外組合」という。）をもってこれを組織し、関係市町清掃事業担当部課長及び大泉町外組合の所長及び副所長を幹事とする。

- (1) 太田市
- (2) 千代田町
- (3) 大泉町
- (4) 邑楽町

2 幹事会の下部組織として、担当者部会を置く。

(事業)

第 4 条 幹事会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合事業の連絡調整に関する事。
- (2) その他必要な業務に関する事。

(事務局)

第 5 条 幹事会の事務局は、組合総務課がこれにあたる。

(会議)

第 6 条 幹事会の会議は、組合の事業に関し協議、検討を行い、具体的事項を提案する。

(会議の招集)

第 7 条 幹事会の会議は、局長がこれを招集し、会議の議長となる。

- 2 会議開催の日時及び場所は、会議に付すべき案件と共に、局長があらかじめこれを幹事に通知しなければならない。
- 3 幹事会の会議の議事その他会議の運営に関して必要な事項は、幹事会の会議で定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、平成12年9月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規程第1号)

この規程は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。